議案第50号

読谷村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

読谷村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年読谷村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出し及び同条第１項中「許可」を「承認」に改め、同条第２項中「許可を」を「承認を」に、「使用許可」を「、使用の承認」に改める。

第７条中「体育施設」を「、体育施設」に、「許可する」を「承認する」に改める。

第８条第１項中「次の各号」を「、次の各号のいずれか」に、「許可を」を「承認を」に改め、同項第１号中「使用許可」を「使用の承認」に改め、同項第３号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第２項中「委員会が体育施設の使用を許可した」を「委員会は、体育施設の使用を承認した」に改める。

第９条の見出し中「復原」を「原状回復」に改め、同条第１項中「使用者がその使用を終つたとき若しくは許可」を「使用者は、施設を使用したとき又は承認」に、「復原しなければ」を「原状回復しなければ」に改め、同条第２項中「使用者が前項の義務を履行しないとき委員会はこれに」を「委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に」に改める。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第12条関係）

読谷村運動広場・読谷村多目的広場

施設	区分			１時間あたりの使用料	
				施設使用料	夜間照明料
読谷	アマチュアスポーツ及び	村内	高校生以下	450円	

村運動広場	体育レクリエーションの普及、振興を図る催物の場合（大会で専用）		大学生・一般	900円	
		村外	高校生以下	900円	
			大学生・一般	1,800円	
	練習のための団体で使用する場合（１面使用） ※練習試合のときは、１団体の料金を徴収する。	村内	高校生以下	100円	
			大学生・一般	150円	700円
		村外	高校生以下	200円	
			大学生・一般	300円	1,400円
	その他の団体（専用）		職業チーム	1,800円	
読谷村多目的広場	アマチュアスポーツ及び体育レクリエーションの普及、振興を図る催物の場合（大会で専用）	村内	高校生以下	200円	
			大学生・一般	600円	2,000円
		村外	高校生以下	400円	
			大学生・一般	1,200円	4,000円
	練習のための団体で使用する場合（１面使用） ※練習試合のときは、１団体の料金を徴収する。	村内	高校生以下	50円	
			大学生・一般	150円	５基照明 1,000円 10基照明 2,000円
		村外	高校生以下	100円	
			大学生・一般	300円	５基照明 2,000円 10基照明 4,000円
	その他の団体（２面専用）		職業チーム	1,200円	

(1)　入場料を徴収する場合は、使用料の10割増とする。

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

別表第３（第12条関係）

読谷平和の森球場

区分	１時間あたりの使用料	
	施設使用料	夜間照明料

練習の場合 ※練習試合のときは、１団体の料金を徴収する。	村内	高校生以下	250 円	
		大学生・一般	600 円	2,500 円
	村外	高校生以下	1,200 円	
		大学生・一般	2,400 円	5,000 円
		職業チーム	2,400 円	5,000 円
大会の場合	村内	高校生以下	600 円	
		大学生・一般	1,200 円	2,500 円
	村外	高校生以下	2,400 円	
		大学生・一般	4,800 円	5,000 円
その他の催物に専用する場合	村内		1,200 円	2,500 円
	村外		4,800 円	5,000 円

(1)　入場料を徴収する場合は、使用料の 10 割増とする。

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

別表第４中

「

(2)　１時間未満は１時間、それ以後 30 分未満は１／２料金を加算、30 分を超えた場合は１時間に満たなくても１時間分の使用料を加算して徴収する。

」を

「

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

」に

改める。

別表第５中

「

(2)　１時間未満は１時間、それ以後 30 分未満は１／２料金を加算、30 分を超えた場合は、１時間に満たなくても１時間分の使用料を加算して徴収する。

」を

「

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

」に

改める。

別表第６及び別表第７を次のように改める。

別表第６（第 12 条関係）

読谷村体育センター

区分			１時間あたりの使用料		備考
			施設	照明料	
専用使用	村内	高校生以下	半面　50 円	５基照明 300 円	※練習試合のときは、１団体の料金を徴収する。
		大学生・一般	半面　150 円		
	村外	高校生以下	半面　100 円	５基照明 500 円	
		大学生・一般	半面　300 円		
	村内	高校生以下	全面　100 円	８基照明 500 円	
		大学生・一般	全面　300 円		
	村外	高校生以下	全面　200 円	８基照明 1,000 円	
		大学生・一般	全面　600 円		
	その他	職業チーム	全面　600 円	1,000 円	
	催物に専用		1,000 円	1,000 円	

(1)　入場料を徴収する場合は、使用料の 10 割増とする。

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として

計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

(4)　半面使用は、バドミントン・バレーボール・卓球等とする。

(5)　全面使用は、バスケットボール・ドッジボール・ハンドボール等とする。

別表第７（第 12 条関係）

読谷村陸上競技場

区分			１時間あたりの使用料
団体使用	村内	高校生以下	600 円
		大学生・一般	1,200 円
	村外	高校生以下	2,400 円
		大学生・一般	4,800 円
	その他の団体	職業チーム	5,000 円
個人使用			無料

(1)　入場料を徴収する場合は、使用料の 10 割増とする。

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

別表第８中

「

(2)　１時間未満は１時間、それ以後 30 分未満は１／２料金を加算、30 分を超えた場合は、１時間に満たなくても１時間分の使用料を加算して徴収する。

」を

「

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むもの

とする。

」に

改める。

別表第９から別表第 11 までを次のように改める。

別表第９（第 12 条関係）

残波岬ボールパーク

区分			１時間あたりの使用料
団体使用	村内	高校生以下	600 円
		大学生・一般	1,200 円
	村外	高校生以下	2,400 円
		大学生・一般	4,800 円
	その他の団体	職業チーム	5,000 円

(1)　入場料を徴収する場合は、使用料の 10 割増とする。

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

別表第 10（第 12 条関係）

読谷村トレーニング室

区分			２時間あたりの使用料
個人使用	村内	中・高校生	100 円
		大学生・一般	200 円
	村外	中・高校生	200 円
		大学生・一般	400 円
専用使用		中・高校生	2,000 円
		大学生・一般	4,000 円

(1)　使用時間が２時間に満たない場合においても、２時間として計算する。

(2)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

別表第11（第12条関係）

ゆんたんざソフトボール場

区分			１時間あたりの使用料
			施設使用料
専用使用 （１面あたり）	村内	高校生以下	250円
		大学生・一般	600円
	村外	高校生以下	1,200円
		大学生・一般	2,400円
		職業チーム	2,400円
その他の催物に専用する場合（２面使用）	村内		1,200円
	村外		4,800円

(1)　入場料を徴収する場合は、使用料の10割増とする。

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

別表第12中

「

(2)　１時間未満は１時間、それ以後30分未満は２分の１料金を加算、30分を超えた場合は１時間に満たなくても１時間分の使用料を加算して徴収する。

」を

「

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

」に

改める。

別表第14に次のように加える。

使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

別表第15中

「

(2)　１時間未満は１時間、それ以後30分未満は１／２料金を加算、30分を超えた場合は、１時間に満たなくても１時間分の使用料を加算して徴収する。

」を

「

(2)　使用時間に１時間に満たない端数があるときは、その端数を１時間として計算する。

(3)　使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

」に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の読谷村体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る読谷村体育施設の使用料について適用し、同日前の申請に係る読谷村体育施設の使用料については、なお従前の例による。

令和８年９月28日提出

読谷村長　伊　波　　篤